

平成25年度 苫小牧市公民館運営審議会・図書館協議会 定例会 議事録

平成25年7月25日(木)
午後2時00分
中央図書館2階 講堂

図書館副館長 今から平成25年度の苫小牧市公民館運営審議会、図書館協議会の定例会を開催いたします。本日は10名の委員のうち林委員と渡部会長は少し遅くなるというご連絡をいただいていますので、9名の委員の出席ということで規則に定める定数を満たしておりますので、この会議が成立していますことを報告させていただきます。それではさっそく会議に入りたいと思いますが、渡部会長が所用により遅れるとの連絡がありましたので、苫小牧市中央図書館規則第16条第4項の規定により谷口副会長に、会議の議長を務めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。谷口副会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは不慣れではございますが、会長がお見えになるまで、代行させていただきます。それでは議事の式次第に則りまして、(1)勇払公民館の運営について①・②、事業報告・事業計画、続けてお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

<以下資料により説明>

勇払公民館長 ◇勇払公民館の運営について
・平成24年度 事業報告
・平成25年度 事業計画

以上簡単でございますが、勇払公民館の活動状況につきましてご説明させていただきました。ご理解の程よろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。それではただいまの説明について、ご意見やご質問がございましたら、挙手でどうぞ。身近な立場でご覧になっていて、何かご意見やご感想、ご質問ございませんか。

委員 講座とか私は参加していないんですが、参加者の年齢層はどのくらいなのか。パン作りとかは若いお母さん達が行っているのは聞いているんですけど、骨盤体操というのは初めて聞いたものですから、それは年齢的にどの年代の方達が出てらっしゃるんですか。

議長 参加人数を含めて教えてください。

勇弘公
民館長

まず、料理関係の講座と運動系の講座が結構人気があります。そして、参加されるのは料理関係につきましては若いお母様方が中心で、骨盤体操につきましては、非常にハードな面があって、比較的若いお母さんが中心として実施される。非常にこれは人気がございます、前期で今年もそうなんですけど、募集いたしますと、定員でいっぱいになって、一応 15 名でしています。2階の鏡がついているストレッチやダンスができる部屋を使わせてもらっています。骨盤体操からもっと自分達で自由にやりたいという形で、昨年一つ講座ができました。若いお母さん中心にして、ソラという講座が一つできました。それは骨盤体操から移行しています。

議 長

サークルができたということですか。

勇弘公
民館長

そうです。新しいサークルができました。そして、それからもっとやりたいという形で、昨年はほとんど成功しなかったんですけど、ズンバという新しい系統のエアロビに近いものですが、新しい活動も含めて3活動やらしていただいています。年間利用等につきましては、延べ実績で61名参加になっております。これは5回になります。お菓子作りにつきましては、ちょっと少なく延べ35名の方が参加されています。これは5回やっています。クリスマスケーキは1回10名の方が参加されています。料理作りも若い方が積極的に参加された。体操の方もだんだんハードになってきてちょっと高齢の方が参加しづらいという評判もあります。色々サークル活動ができたもんですから、こちらも新たな活動をしていきたいなと思っています。

委 員

講師の方というのは苦小牧からどなたか呼んでるんですか。

勇弘公
民館長

講師の方は苦小牧からいらしていただいている。骨盤体操、料理、ズンバについても苦小牧の方から講師でやらさしていただいています。

議 長

他にご意見、ご質問はありませんか。

委 員

一点だけ。実施計画の方には事業内容、利用数等が書いてありますから、できましたら、事業報告の方にも具体的なものをお書きいただいた方が、ご説明も簡単でよろしいのではないかと思います。結局、今年も同じようなことをやるということであれば、去年のまず事業を細かにサークル一覧とか実施講座一覧という形でお書きになれば、ずっと分かりやすいと思うんです。そうじゃないと、聞いて訳の分からない所をメモをしなければいけないので、そういうところをもう少しお計りいただけたらありがたいと思います。それからもう一点。事業費が7,000円上がった。この7,000円はどういう意味があるんでしょうか。

勇弘公民館長 少ずつ増やしていこうかなと思っております。そして増やすことによりまして、回数的にも増やさなければと考えております。講座等につきまして、できるだけ回数だとか参加人数を増やしたいと考えているのですが、参加状況によりまして、できない講座も過去にあったようです。定員の半分に満たないというのもあったようですので、なんとか少ずつでも金額を増やしまして、もう少し新たに企画したいと考えております。

委員 ですから、7,000 円の意味がわからないんですが。

勇弘公民館長 これはですね。1つ1つの講座を立ち上げていきまして、そして最終的にここで、この範囲内であれば我々の予算もなんとかなるのではという形で、妥協と言う結果でございます。申しわけありません。

委員 具体的に一講座増やすために 7,000 円必要だということなんですか。

勇弘公民館長 いや、そういうことではないんですけども、積み上げ方式でこれとこれをやりたいと現場からあがってまいります。それを積み上げていって今回は 7,000 円多くした方がよいのではないかという形で、様々なところを削ったりしながら 7,000 円を作って、この下に書いてございます講座数を確保したというのが現状です。

委員 何度ご説明いただいても 7,000 円の根拠が私には理解できないんですが、もうわかりました。とにかく増やしたいという方向があるようですが、全体の予算額が減っているのにここが 2.7 パーセントの 7,000 円というのが、よくわからないものですから、その辺は資料なり何か 1 講座分いくら掛かるとか、そういう所はわかりやすされるとありがたいなと思います。

議長 よろしいですか。それでは来年度はサークルなど細かいデータの数字を入れたものを用意頂きたいという要望が出ましたので、お願いしたいと思います。議長の立場ですが、私からも質問させていただいてよろしいですか。今のサークル活動の 62 人が減っているというデータや全体の数字が出ておりますけれど、勇弘に住んでいる方々が例えば高齢化が進んでいるとか、人口が少なくなっているとか、若い人達とのバランスの人口比率が変ってきている。そういうことが、色々なサークルの人数だとか、申し込みが多い少ないに関係してきているのかなとも思ったのですが、その辺はどういう感じなんでしょうか。

勇弘公民館長 はい、ご指摘の通り高齢化というのは現実問題でございます。サークル活動も高齢化を理由の一つ撤退したのもございます。気になったものですから、どういう活動をしているのかとお聞きしたら、ある程度のスポーツ系のサークルですけど厳しいって話は聞いてるんです。高齢化が進んでいるのは事実です。

人数少ないうちにこれだけきている。1つ1つのサークルのに出てきているのも現状です。

議 長 ありがとうございます。やさしいお菓子作りには人数がちょっと減っているという話だったんですけど、例えば大人だけではなく親子っていうのは駄目なんですか。

勇弘公
民館長 いえ、結構お子さんを連れてこられる方もいらっしゃいます。そして、調理室の横にミーティングルームみたいなのがございまして、そこでお子様が進んだりしてやっています。我々の所には託児施設がないものですから、それを念頭におきながら参加してくださいという感じです。料理室からミーティングルームはガラス窓で見てガラス窓が開くようになっています。後で言うのもなんですけども、一緒にやっている方も何人かお見受けします。

議 長 勇弘には馴染まないかも知れませんが夏休み期間中、小学生の親子でお菓子教室とかやるとすごい人気で、中々全部を賄いきれなくて人数を絞らなければならないというケースも結構聞いているので、そういう企画もあると面白いかと思います。他にご意見、ご質問ございますか。なければ次に移りたいと思います。それでは中央図書館の運営について、平成24年度の事業報告並びに25年度の事業計画引き続いてよろしく願いいたします。

<以下資料により説明>

図書館
副館長 ◇中央図書館の運営について
 ・平成24年度 事業報告
 ・平成25年度 事業計画
事業につきましてのご説明は以上とさせていただきます。

議 長 ありがとうございます。それではまずは、平成24年度の事業報告について、ご意見・ご質問ないでしょうか。

委 員 昨年館長に各コーナー、住吉コーナーとか豊川コーナーとかの指定管理者に中央図書館として指導しているようなんですけどどうですかと質問したら、指導していないと回答があったんですよ。実際に例を出してその時話した質問なんですけど、その時こういうふうに答えているんです。教えているだけなんだ。教えているということと指導しているというのは、同じに考える訳なんですけど、その時に教えているだけだから指導はしていない。何のことかと言いますと、中央図書館の職員が豊川コーナーに行くと、端末の処理の仕方や利用の仕方などを指導しているんです。これはやっています。教えているだけなんだというあまりにも馬鹿馬鹿しい回答なので、それ以上私も追求しなかったんですけども。

その言葉は職業安定法という法律に違反しているのですよ。違反していながら堂々とやっていること自体、何も気づいていないのか、気づいていながら平気でやっているのかそこはよくわからないのですが。それは25年度も同じように中央図書館の職員が各図書コーナーの担当者に指導しているのか。どんなことかと言いますと、市職員が民間の労働者を指導したら、それは偽装請負と言って、ごまかしの請負になるのです。それは職業安定法で禁止されていることなんです。それを偽装請負だと知っていながら、やらせているものなのか。前図書館長のように指導と教えていることは違うんだから、教えているだけならいいだろうと言って切り抜けようとしているのか。それをどう考えているのか瀬能館長に見解をお聞きしたい。

議長　それでは平成24年度の方は一応これでお終いにして、25年度に話を移してよろしいですか。

委員　もう1つあっていいですか。先程公民館の問題でいいですかと司会の方が聞かれていたのですが、それでちょっと困っていたんですよね。もう1つだけ後で質問を認めていただければ公民館のことについて1つ質問したいです。後で結構ですから。

議長　その他の1番ということよろしいですか。

委員　はい。

委員　24年度についていいですか。除籍資料を別刷りで出していただいたことは、とてもありがたいと思います。今後の参考にもなると思います。今回初めて出てきたのが除籍資料利用内訳。名称もちょっとわかりにくいのですが、多分これは除籍後の資料の利用内訳だと思うのです。除籍資料の利用という言い方自体はないと思うんですよね。例えば学校保育園等の施設ということは、具体的にどういう手続きでその数字が出てきているかの説明がなかったと思うんですね。つまり移管された訳ではないのですね。そうすると除籍しますけれども必要ですかとかそういう形であるのか。今回初めて公になりましたから、そのあたりどういう形で行われてきたのか最初くらいは説明いただければと思います。それから市民還元なんですけれども、前の学校・保育園等に比べて何が違うのか、具体的に除籍はどちらが先なのか。それからその他、古紙リサイクルですが、これもどの段階でどうなるのか。つまり除籍がここですと、どちらも1万冊どころではなくもっとたくさんあるわけですよね。そうすると、具体的に除籍されたものが、長期使用による汚損・破損というのが9,069冊です。それに対して23年度は13,898冊の汚損・破損によると認定されたものに対して、実際に古紙回収業者に持っていってもらったのはその内の3分の1しかないんですよ。そうすると後のものは長期使用による汚損・破損と言いながら、利用

可能ではなかったのですか。つまり、使用できるものを名目上、汚損・破損という形で処分してしまったのではないかという大きな疑問がこの資料の中から出てくると思うのです。それは24年度も同じです。ところが24年度になると3分の1ではなくてぐっと減っていますよね。これはどうしてこういう形になったのか。どちらにしても、去年から問題にしているのは除籍の基準です。これが正当な基準となっていない可能性はないでしょうか。これは将来における指定管理者を導入されるとここに対するチェックがもう入らない可能性があるのですよね。今までに出てきている回答から言ったら、除籍に関して市教委が十分な指導を行う予定はありませんので、大きな問題になると思うのですが、そこらあたりでご説明いただけたらありがたいと思います。

議 長 それでは2点程あったと思いますがよろしくお願いします。

図書館副館長 除籍後の資料の利用内訳についてご説明させていただきます。まず、除籍資料の利用の順番ですが、児童のもので利用が可能と思われるもの。これは汚損・破損に当たらないのではないかというご指摘があり、その辺を検討するということがありました。それで、長期の汚損・破損。それからたくさんの方に利用していただくのに、ちょっと限界かなと判断しても、個人的な利用ではまだ希望があれば利用していただけるという判断をして、長期使用による汚損・破損の方の理由に入れさせていただいているという現状はあります。23年度につきましては除籍の理由をシステム上分けることができませんでしたので、この13,898冊という数字の内どういう内訳になってるかは、申し訳ありませんが説明をすることが今の時点では難しいです。そして、24年度につきましては先程メモをしていただきましたように11月からは除籍内訳を分けて皆さんにお示しすることができるようになりました。委員からのご指摘にありますように、今後の除籍が明確にできるように、汚損・破損の考え方をきちんと検討する必要があるかと感じております。現在は貸し出しに対するこれからの使用が難しいと考えたものについても汚損・破損という方に入れさせていただいているのが現状です。その結果、除籍された資料の流れとしましては、まず第1に小学校を中心になりますが、小学校・保育園等の施設にお声を掛けまして、利用できるものをお持ち帰りいただいております。それが小学校・保育園等の施設への還元の数字になります。その後、大人の本も含めまして、小学校・保育園等で残ったものと、本当に利用が難しいカビがあったり、汚れがあったものを除いたものを図書館のエントランスホールにありますリサイクル文庫の方へ常時出しております。それが市民還元となります。そこで残ったものや、リサイクル文庫等でも利用できないと判断したものについては、焼却ではなく古紙リサイクルとして業者に出しているというのが現状の流れとなります。以上です。

図 書 館 長 今ご質問がございました除籍の関係で、指定管理制度ではどうなるかということでございますけども、除籍につきましては今のところお話ししているとおり市

教委で基準とかマニュアルを作成します。それに則って業者の方でリストを作ってもらおうという形になります。このリストは市教委で判断して最終的な動きを出した時点で、除籍していただくという流れになっております。

議 長 委員は今のお答えでよろしいですか。

委 員 前の方の部分だけもうちょっとご質問したいのですが、順序は分かりました。それで声掛けを小学校・幼稚園・保育園等の施設にするというところの確認だけをしたいのですが、これは一度に一斉にやるんでしょうか。その順序等についてはどうなっていますか。

図書館副館長 実施の方向としましては1年間に1回、多くて2回学校に一斉に連絡をいたします。期間は大体長くて一週間位になりますが、それで受付をしましてご希望の学校に選んでいただいているというのが現状です。

委 員 そうですか。そうするとダブったりとかそういったことはなくて、早い者勝ちということですね。

図書館副館長 はい。今までは複数の学校がありますので、時間的な調整や初めての学校を優先にするという配慮はありますけれども、大雑把に言えば早い者勝ちという現状はあります。

委 員 つまり、その本が本当に必要とされているところに配られているかの確認はできない訳ですね。除籍資料ですから、あれかもしれないんですけど。

図書館副館長 学校に対してですので必要のない本を持って行って、資料に手を掛けるというのはまず考えられないと思うのですが、持っていった資料をどのように活用しているかの検証はしたことはなかったです。

委 員 不必要な資料を持っていくことはありえないと思うのですが、それよりも大事なことは、今の小中学校の蔵書は、危機的な状況がずっと続いているんです。その中でうちの学校で欲しかったということがお互いわからないわけですよ。そうすると本当に必要なところに回すというような配慮を今後はお願いしたい。どんな工夫ができるかはわかりませんが、二度手間になるかもしれないけど、例えば全部持ち帰る訳ではなく置いていて、ダブった場合は何がしかの処置をすとか、そういう形の方がさらに有効に活用してもらえないかということ。一応その件はそういうことでお願いいたします。

図書館副館長 はい。参考にさせていただきます。

議 長 それでは委員お願いします。

委 員 さっきの副館長の説明の中に長期使用による汚損・破損が 13,898 冊ですね。例えば、複本の場合も入っているはずなんですよ。それからカセットテープでもう使えなくなって CD に入れ替えて元に戻った状態になってるんですね。こういう場合に汚損・破損の数の中に入れられない方がいいんじゃないかなって気がするんです。そうすると 13,898 冊より確か 2,000 冊位減るんじゃないかな。直接調べて気がついたのは複本があるために除籍したとか、CD に入れ替えてだとか、色々な理由があって除籍した数がかかなりあったと思うんですよ。こういうふうに全部汚損・破損としてしまうと、点検不明のものだけ除いたものが全部汚損・破損になってしまって誤解を招くのかなという気がするんですね。このことが 1 つ。それから、膨大な数なんです約 1 万冊位。これは前から色々な方々からご指摘があったように、今後ずっと書庫がないわけですから、1 万冊位は除籍せざる得なくなっていくんですね。1 万冊増えれば 1 万冊除籍しなければならぬ。指定業者は入れる場所もないから、機械的に除籍していかざる得なくなってくると思うんです。そうした時にいくら教育委員会がチェックしますと言っても、チェックしようがないんじゃないかと思うんですね。入れ物がないわけですから、当然 1 万冊はみでていくわけですから、それをどうするのか。その点は先程の館長の説明の中では指定管理業者に委託しても、教育委員会がチェックするから大丈夫ですというような言い方をされたんですが、そういう技術的なものではなくて、もっと物理的な問題が起きてきてるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

議 長 お答えいただけますか。

図書館副館長 それでは除籍内訳のご説明をさせていただきます。委員からの 23 年度の数字についてですが先程もちよつとご説明をさせていただいたんですが、この内訳を正確に作ることが機械上 24 年 10 月まではできていなかったというのが現実です。除籍資料リストを委員に見ていただいたという経緯がありますので、ご指摘のように 23 年度はカセットの整理を始めている時期でもあります。カセットテープの数字が入っておりますし、蔵書整理のために棚が一杯になったので、同じ本があればその本から除籍をしていく方法をとりますので、その意味ではこの 13,898 冊を全部汚損・破損というふうには表現できないんですけども、それきちんと区分けをしてお示しすることが 23 年度以前は難しいという事情がありまして、申し訳ないのですがこのようにさせていただきます。図書館内部では、例えば 22 年度に少し処理がされていなかった長期未返却資料の除籍をまとめて始めたこととか、カセットテープで劣化した物の整理を始めたとか理由の方を少しきちんと明確にはしておりますので、ご理解いただきたいと思います。除籍の作業につきまして現在もそうですが、除籍予定の資料をあ

げまして、それを元に結果的に除籍するかどうかは現物を確認するという作業が加わり、リストのみで判断できないことももちろんあります。大変な量になりますので、何回かに分けて除籍予定資料をリストと現物で確認していくという方法がとれるのではないかと考えています。以上です。

議 長 ということは、平成 24 年の秋以降については、長期使用による汚損・破損の内訳の少し細かい部分の数字が、出てくるということによろしいですね。

図書館副館長 はい。区分けをきちんとするというのと、委員からご指摘がありましたように汚損・破損に入れるのがふさわしいか。蔵書整理として扱うのが望ましいのかということを経後の業務に引き継いでいくことも想定して、検討していきたいと思います。

議 長 よろしいですか。他の方ご質問、ご意見ございませんか。

委 員 先程館長からお答えいただいた今後の除籍についてですが、市教委がマニュアルを作成してそのマニュアルに基づいて指定管理者がリストアップして、市教委の担当者がチェックするというシステムでしたよね。そんなのが今の苦小牧市に実現可能なはずがないというのは、前回も申し上げなかったでしょうか。なぜかと言ったら市教委の中に図書館の専門家は現在いないんですよ。その中で専門家がいなくてどなたがチェックできるんですか。それに対しては恐らく 2 名位わかる人間を専従で置くという話ですが、図書館に対する行政の考え方は、そうじゃなかったですよ。専門家である司書ですら専門職と認識しないで人事交流をさせていますよね。そういう中でどうして毎年同じ知識がある者が維持管理ができるんですか。そのへん現実的にお答え下さい。

図書館長 後でお話しようと思ったのですが、市教委の体制につきましては図書館業務に明るい者 1 名という話なんですけど。もう 1 つ現在の指定管理者主幹というポストもございます。指定管理者主幹というポストと市教委を 1 名の 2 名で分けて業務を行っていくという形になります。今お話があった除籍等に関して市教委に置く 1 名の人間。これにつきましては、当然ながら図書館を経験した司書が反映するという予定で考えているということでございます。

議 長 今ので問に対する回答でよろしいでしょうか。

委 員 そうすると必ず明るい 1 名は司書経験者っていう条件があるんですか。

図書館長 今のところその 1 名のポストにつきましては司書ということで、上層部は考えています。当然ながら 1 名だけでは将来的な人事異動でいなくなる可能性も

ございます。その組織の中に例えば一般職員がいますけど、司書を持った者を配置するかわかりませんが、そういった者を配置して、明るい者が異動しても良いような体制を考えています。

委員 これ以上言っても仕方ありませんが、専門職ですらまともに育てることができなかったものが、人事異動してしまったら保障はどこにもないじゃないですか。そういう人間が10年後にどうなりますか。除籍のチェックなんかできませんよ。除籍に関しては先程から申しあげているように、長期使用による汚損・破損と言いながら、去年は13,310冊の内10,406冊は一般市民。そして、341冊は施設に移っているんですよ。プロがいてもそうなんですよ。そして先程スペースの問題もありましたように、それに対する対策もなければ、毎年購入した分は除籍しなければならない。一体誰が責任を持ってやれるんですか。現実的にお答え下さいとお願いしたんです。ちっとも現実的じゃないでしょ。以上です。

委員 それについて補足していきます。去年の12月19日に文部科学大臣から出された図書館の設置及び運営に関する基準というのがあるんですね。その中に教育委員会の独自性というのがあるんですけど、これからは安易に指定管理にいく自治体があるかもしれないけれども、それは大変危険だから、危険という言葉は書いていないんですがそういう意味なんです。その中で、教育委員会は責任を持たなければいけない重要なポストなんだとうたっているんです。文部科学省が図書館行政について力を入れようとしている時に、苫小牧市の場合には逆方向にきているんですよ。教育委員会の独自性とか、教育委員会の力の入れ方は薄められていって、文部科学省が通知を出している逆方向にきている。函館は館長、副館長、嘱託も入れれば、10何名を揃えているんです。そうして指定管理者に移行してるんです。そういう状況の中で苫小牧市教育委員会はたった1人。その1人も司書かどうかもはっきりしない人を、2年か3年位で替えていくという、去年の暮れに文部科学省が出した望ましい基準に対して、どうでしょうか。後ろ向きというのか無視してるっていうのか。何年か経ったらいかに図書館が駄目になっていくかが、明らかになっていきますからそういう面でも今の委員が質問されたようなことについて、きちんと納得いくような説明をされた方がいいと思います。以上です。

議長 今のところの確認をしたいのですが、前は専従2名になるらしいと伺っていたのですが、館長から現実的には司書である図書に明るい人1名で、もう1名は指定管理者の主幹があたる。この2名になると伺っていますが、そういう認識でよろしいですか。

図書館長 はい。

議 長 そして先程もありましたけどマニュアルを作成するのは市教委で、リストアップをして最後に市教委がチェックをするという理解をしているのですが、そこは変ってないのでしょうか。そして、リストアップした物を古くても大切な除籍をしない物と、古いから除籍をしていい物との区別をするのは、中々リストアップをした表を見るだけでは、判断が難しい。10年以上の経験ある司書でさえ本を1冊ずつ見て、除籍をするのか、大切に残すのかマニュアルを作成してリストアップした物をチェックするだけで、それがチェックしたということになるのかどうか。そこは難しいのかなと私も感じます。実際的には丸投げになってしまう恐れが危惧されると今お話を聞いて感じました。この辺については、その他の方へ移ってから再質問という形でお受けしたいと思いますが、よろしいですか。事業計画の方でご質問ありますか。まずそちらを伺ってからその他へいきますね。25年度の事業計画についての質問・ご意見ございましたら、よろしくお願いいいたします。

委 員 事業実施計画の中で24年度は事業名が21項目あったんですが、25年度は19項目で2つ減っています。13ページが25年度で、25ページが24年度。なんで2つ減ったんでしょうか。ここに対するご説明を下さい。

図書館副館長 ご説明させていただきます。24年度に実施いたしました図書館と共催事業が2つ25年度に掲載されていません。具体的に言いますと25ページの20番目レッツエンジョイ読み聞かせデビュー講座というものがあります。これは生涯学習推進課と共催事業として実施されていたものです。それと21番目の図書館Deキャンプという先程説明させていただきした北海道子ども会育成連合会との共催事業の2つが、25年度中の計画段階では、必ず実施する事業として決定をできていない状況でしたのでこの2つが除かれています。

議 長 今の段階ではまだわからないということでしょうか。

図書館副館長 はい。レッツエンジョイ読み聞かせデビュー講座につきましては、担当課の方で違う取り組みをしたいということで、違う事業への着手を決定いたしましたので、この読み聞かせデビュー講座自体の共催事業としては、今のところこの形の講座は考えていません。図書館で毎年実施しています図書館文化セミナーの中で読み聞かせの実施するためのセミナーとか色々な範囲なものが計画できる事業になっていますので、その中で吸収する方法やチャンスがあれば違う形で実施する可能性はゼロではありませんが、その名称の事業としては今のところ考えておりません。図書館Deキャンプにつきましては大変好評な取り組みではあったのですが、準備その他等ちょっと簡単にできるというものではありませんので、それにつきましては共催した事業者と検討する機会もあると思いますので、今後の検討になると考えております。その違い2点です。

議 長 恐縮ですが、9月14日、15日にやることは決まっているので、共催事業は1つ増えるのではないのでしょうか。

図書館副館長 この事業計画を立てた時点で、まだ決まってないものもありまして、今副会長からお話があったように、9月に読み聞かせ文庫連絡会と共催で読み聞かせフェスタを開催する予定であります。以上です。

委 員 先程の事業報告の方で、図書館 De キャンプはとても好評だったとおっしゃってたので、それは継続されると思ったんですが難しいですか。

図書館副館長 図書館が単独で実施はちょっと課題がありますので、24年度の共催者と協議をしてみます。

委 員 逆に言ったら、図書館が積極的ではないと言うことだけじゃないですか。やる気があるんだったら、若い利用者をどんどん拡大する方向でなければと積極性を疑います。後は、探検ツアーが1月だったのが夏に移ってますよね。こういうのはこちらの方がやりやすければ、積極的に改変されたと思うのですが、それ以外のお絵かきとかお話しうんぬんのところは去年は記念事業ということをやっていたけど今年はないということですか。

図書館副館長 25年度は子どもの読書週間の中に、絵本の原画展というのが入っております、通常でしたら絵本作家の講演会とか原画展というくくりで入れてるんですけど、この段階で児童文学者や絵本作家のメドが立っていなかったということがありまして、こういう表現になっているのですが、今の段階で12月にちょっと人気の絵本作家さんと、交渉がまとまって講演会が実現できそうな運びとなっておりますので、絵本作家の講演会を1つ事業として実施できるように進んでおります。

委 員 わかりました。キャンプも追加できそうならぜひ、こういったのは一旦止めてしまうと、再びおこすのにとっても力があるんですよ。できるならば継続という形で、誰もが同じ形で事業ができるような形を作っていただきたい。それがないと、どんどんどんどん後退していくと思います。よろしくお願いします。

議 長 他にございませんか。なければその他に移りますが、先程委員から、公民館の質問が1つあると伺っていましたので、その1つを伺ってから移りたいと思います。

委 員 昨年12月に文部科学大臣から図書館の設置及び運営に関する望ましい基準というのが出て、それを受けて生涯学習政策局長がなぜこの法律が出たのか、

その法律の背景について、説明している文章があるんです。まず公民館館長にその通知をお読みなっているか、お聞きしたいのです。文部科学大臣が出したのが12月19日ですから、ほとんど同じ時に出ている。日にちは同じ日であったか1日か2日遅れたか、記憶は定かではないですが、ほぼ同じ時期に出ている。なぜ文部科学大臣がこの通達を出したのかという背景について説明をしている。お読みになっていないとすれば、その通達の中に公民館の図書室もしくは、地域によっては図書コーナーと言っているところもありますが、ここでは図書室と言っているんですね。公民館の図書室は中央図書館の分室という、そういう関係に置かれていたんですよ。ところが、昨年12月の局長通知の中で分離しているんですね。公民館は公民館独自の活動をせよということなんですね。なぜそうなっているかがその背景の中に書かれているんですが、その部分に触れずに公民館の図書室を今までどおり、中央図書館の附属機関に今年もしようとしているのかどうか。つまり連携せよと言っているんです。中央図書館が公民館の図書室と連携を強めるように、今までだったら主従関係のようになっていたものを分離させているんですね。なぜそのようになっているかは、まだ私も勉強中で明らかになっていないですけども、そういう方向に来ている中で、これからも図書コーナーについて24年度と同じようにやっていかれるのか、そのことについて確かめたいのですけど。

勇弘公民館長　いきなりであれなんですけど、今までどおりという考え方です。主従かどうかはわからないんですけど、使い方としては問題ないという考えでいます。それと独自という話になってくると、現在我々としては6,000冊以上ありますけどその本を使えるように増しながらと言うのが現状です。お答えなっているかわかりませんが、今までどおり別段対応ということは特にございません。

議長　それを受けて現状として認識が変わったことではないということですね。

委員　つまり25年度と同じと考えて理解してもいいんですね。

議長　これ以上は中々議論が進まないと思いますが、委員これでよろしいですか。

委員　図書館長にお伺いしたいのですが、今年度図書館としては、沼ノ端とか勇弘とかの分室と中央図書館の位置付けはどうお考えなのか。このところが未だによくわからないのですよ。中央図書館と言いながら、中央以外何もないものは中央図書館と言えないのですが、名前は付けたのですがいつの間にか、行政側が図書館の分室に当たるものを勝手に指定管理者にして、それによって図書館とは何も関係のないものと言いながら要覧でも今回全て蔵書は入ってますよね。正常な形ではないと思うのですが、ずっと維持していけるのでしょうか。将来において、指定管理者となった図書館とそれぞれの分室の関係はどう位置付けるのでしょうか。来年度以降のことも含めて、お考えがあればお聞かせ下

さい。

図書館長 あくまでも、現在の位置付けでございますけども、これは各コミセン、各公民館の図書コーナーといった位置付けです。指定管理者が導入されたとしても、位置付けについては変らない。ただ引き続き指定管理が入ったとしても、私ども中央図書館として支援できる部分があれば、引き続き支援していくという姿勢については、変らないということでございます。

委員 これ支援していいんですか。

図書館長 あくまでもさっき委員からお話があった件と重複すると思んですけど、例えば指定管理事業者の方から各コーナーの方に指導するとか、司書を派遣するとかということになりますと、偽装請負という形になると思います。ただ、先程お話があったように図書コーナーからの色々な依頼に基づいて、こちらから色々アドバイスをすることになれば、偽造請負にはならないとの認識でありますので、あくまでも指定管理業者、もう少しで指定管理業者同士になりますけども、先方からの依頼があった時点で中央図書館の指定管理者の方から答えるという形になるかと思えます。

委員 今の場合はどうですか。指定管理者も民間、図書コーナーも民間。民間と民間同士はいいけど、25年度は公立図書館の職員が民間の図書コーナー職員に指導できないことになっていませんか。

図書館長 今もちょっとお話したとおり、あくまでも図書コーナーからの依頼に基づいて、私どもはアドバイスをさせていただいているという認識です。

委員 それに関わって、今は端末で繋がっていますよね。図書コーナーに図書館利用者の個人情報が出ていきますよね。簡単に言えば、図書コーナーの担当者が勝手に見えるわけです。誰がどんな本を借りているとか、どんな傾向の本を借りているとか、そういうことまでわかってくるんですよ。そういうことが今行われているんです。どうしてそういうことが問題になってくるかというと、仮に警察が誰々について情報が欲しいと来ているはずなんです。ほとんどの図書館は、それはできませんと断っているはずなんです。だけど、出している図書館もあるんですよ。現実に苫小牧の図書館はTRCに依頼するのではと、そういう相場になっているんですけど、TRCが3年前に4人の利用者を警察に売り渡しているんですよ。実際起きているんです。空論を言っているわけではないのです。実際にそういうことが起きているので、そういう心配はないのかということ言っているわけです。だからそういう個人情報がすぐ分かるようなものを図書コーナーに流していいのかとなってくるのです。これは単に依頼されたから、親切で教えてあげているというような小学生の説明と違うんですよ。

それぞれ労働者が個人情報に法律に基づいて守られている問題なんですよ。ですから単に聞かれたから教えてあげましょうという性質の問題ではないということ、指定管理者になる前の、最低でもこの1年間はきちんと守るべきではないかと私は思います。以上です。

議 長 確認しておきたいと思います。コミュニティーセンターの端末で個人情報は同じく見られる状態にあるということによろしいですか。

図 書 館 長 はい。

議 長 承知いたしました。それでは、キリのいいところで渡部会長が到着いたしましたので、その他から変りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委 員 その他に入ってもう終わった公民館の質問がありますというところからスタートしてしまったので、図書館の質問、前回の取り残しの部分からです。

<議長交代>

(谷口副会長から渡部会長に交代)

議 長 大変遅くなって申しわけありません。それでは、その他ということで流れに乗ってないのですが、何かあればよろしくお願いします。

図 書 館 長 前回この協議会の場で皆さんにお答えできなかった部分がございます。次回これについては私の方からお答えさせていただきますとお話をさせていただきましたので、私の方からまずお話をさせていただきます。

委 員 資料はないのでしょうか。口頭ということはどういうことでしょうか。口頭でなければ話せないことなのでしょうか。

図 書 館 長 いえ。全くそんなことはないと思います。

委 員 前回もお願いしたと思います。必ず文章とか資料を添えてとそれでない、その度ごとに違ってくるのでは困るのです。

図 書 館 長 すみません。それでは経費削減額についてお話をさせていただきます。前回これについてお答えできないと大変失礼をしてしまったのですが、最終的な数字はマスコミ等で発表されていますけど削減効果額。これにつきましては年間で2,360万円。この内1,200万円を蔵書整備費に充てるということにな

ります。さらに時間延長及び開館日拡大に 870 万を掛ける。これらを最終的に差し引いた削減額が 280 万円程ということになります。蔵書整備費につきましては、要覧に載ってますけど毎年 1,800 万円程の予算を計上しています。さらに来年度からは 1,200 万円上積みいたしますので、3,000 万という数字になるということでございます。後は教育委員会の体制についてもお話ししようかと思いましたが、先程もお答えさせていただきましたので私の方からは以上です。

議 長 今館長から説明がございましたが、それに関わって何かございますか。

委 員 870 万円の時間延長、開館日拡大という数字が出てますが、これは電気代とか暖房費とか管理費、人件費は別ということですか。

図 書 今お話しした 870 万円の内訳でございますが、まず開館時間の延長等に係る人
館 長 件費は 690 万円程です。その他電気代とか光熱費が残りの部分になりますので、約 870 万円です。

議 長 よろしいですか。

委 員 削減額が変わったことについて、ご説明がないというのが 1 点。それから、当初は人件費の削減によって市政を安定させるというのが本來說明を受けていたことですが、どうして急に変わったかの説明がありません。そして 3 点目。確か説明できないと言っていた 1 週間も経たない内にもう新聞に出てたと思います。それに対する説明もなかった。以上 3 点教えてください。

図 書 前回、私の方でお示しできないという発言をさせていただいたのですが、
館 長 これにつきましては、一週間後に控えている教育委員会議の議題・議案ということとなっていたものですから、この場でご説明を控えさせていただきますというお話をさせていただきました。また、当初経費削減額 1,800 万円という形ですとお話をしてきたと思うんですけども、全部精査をいたしました。今現在私どもの中央図書館は、臨時等含めまして 29 名おりますけども、この 29 名の人件費をもう一度計算し直しました。それに伴って削減額が 500 万円程増えまして、削減額に差異が生じたということでございます。一番の大きな点につきましては人件費の部分ということでございます。以前 1,800 万の算定につきましては、計算ができていなかった部分があったものですから、もう一度全部一から計算をしておしきさせていただいたということになります。

委 員 2 点しかお答えいただいてないと思います。本来は市の財政のために指定管理者を導入するということだったのが、結局 280 万円の削減しかできないということに対するお答えがない。

図書館長 最終的に削減額 280 万円ということでございますけど、蔵書整備費に 1,200 万円。本来であれば市の方で負担するお金を使います。後開館時間の延長。これも本来であれば市の方で負担すべきお金でございますけども、こういったものを削減効果の一部を使いまして残ったものが 280 万円ということでございます。

委員 ありがとうございます。しかし、結果的にはそういった形で良かったかと思いますが、とてもお粗末な発想で動き出して、現実にはちょっとだけ予算の方でプラスにしかならない。そもそもの出だしが間違っているということが否めないと思います。それから蔵書整備費がなんで 1,200 万円もつくのか。普段の蔵書整備の額からいってもこんな金額は不自然でしょ。普通こんなに予算としてつくはずがないじゃないですか。なんですかこれは。

図書館長 前回の協議会でもお話させていただきましたけど、私ども中央図書館につきましては、人口一人当たりの蔵書整備費が全国平均と比べましても半分といった状況でございます。この 1,200 万円という数字が本当にいいのかという議論も確かに内部でありました。ただ 1,200 万円増額するという事で道内の図書館。これは平均すると人口 1 人当たり蔵書整備費が 154 円程なんですけど、1,200 万増額することで上回るということがあったものですから、それを 1 つの尺度としてプラス 1,200 万円ということ考えています。

委員 あんまり細かいことで長々とやり取りしたくないのですが、市の理事者の図書館に対する発想がお粗末じゃないですか。平均を超えるだけの金額を出しておこうというだけで、図書館本来のあり方に対する見識がないんじゃないですか。別に館長を責めている訳じゃないんです。今の館長じゃなくそれ以前の図書館の管理者がそういう状況にあることを、理事者に訴えてこなかったんですよ。しかも 4 月にやった報告書を見てこんなに酷かったんだ。じゃあ数字だけでもということで急遽 1,200 万円でしょ。これから先 1,200 万円がどこまで続いていくか知りませんが、指定管理者にするから少しでも格好良く見せておかなきゃまずいよねって発想は、公約と一緒に痛みが去ったらまた元のような状態になると私は思います。そもそもの認識が図書館のためではなく、余った金をこっちに回しとけば何とかなるんじゃないかという発想でしかないと思うのですが、館長どうですか。

図書館長 色々なご意見があるかと思いますが、平成 23 年度に中央図書館の利用者アンケートを行っております。要望の第 1 位は蔵書整備でございました。その辺のところについては理事者も理解していたと思いますが、ただいかにせんその部分を増やすというのは教育委員会としては、中々難しい部分がありました。ですので利用者アンケートの要望に応えるためにもどうしたらいいかというところを考えた結果、こういった指定管理者制度の導入といった考えがあ

ったと思いますので、決して図書館のことをこれでいいと思ってはいなかったと思います。少ない予算の中で職員一同頑張っただけでも、今の状態では中々利用者の皆様にお応えできるものをするにはできない。そういった状況にもございますので、ここで指定管理者制度導入という判断をさせていただきましたということでもあります。

委員 確認していいですか。前の評価の続行で5・6・7番目。3つについては評価が最低なんですね。全道的に見ても一番ひどいわけですから、これを浮いた1,200万円で3,000万円ぐらいに、だいたい帯広なんかと人口的に同じくらいなのが苫小牧なんですけど、帯広なんかと比べるとはるかに低かったわけで、3,000万円にして今年度だけそろえるのか。来年度以降は何も見通しがないということでもいいですか。

図書館長 この1,200万円につきまして向こう5ヶ年間縛りをかけますので、指定管理者については、1,800万円プラス1,200万円の3,000万円。この蔵書整備費に縛りをかけますので、来年度1年間、2年間そういう形ではありません。

議長 1,800万円に増やせられる分の1,200万円で合計3,000万円の蔵書費を向こう5年間は確保するということですね。その他で他にございませんか。

委員 今のことでございますけども、帯広も同じくらいの人口に対して1人1人の図書館の金額が約半分位と記憶してるんですけど、そういう問題は前の図書館協議会から話されていましたが、財政的にも蔵書費は出ないという中で館長からお話があったんですけど、財政難のためにやらざる得ないという流れでお話を聞いてきて、ここにきてそうではない。280万円の削減になる。表現的には3,000万円の蔵書費ですから、すごく良くなったように見えますけども、その影で人と市民と本を繋ぐためのスタッフの人件費に関しては、やはりワーキングプアを作るのではないかと危惧されるというのが答申書にも書いてございますけども、そこら辺の人を大切に人生を賭けて司書をやりたいという年収が守られるのかというあたりは、指定管理になってしまうと見えない部分かなり出てきてしまう気がするんですが、人づくりが大切なのが図書館であって、その人づくりになるスタッフの人件費が、今よりも追い込まれるのであれば、いかに蔵書費が増したとしても、人と本を繋ぐための人作りがきちんとできないと、中々機能していかないのではという心配は残ると思いますね。そのあたりはどういうふうに指定管理になるところと話し合いをされるのか。

図書館長 答申の中でもワーキングプアの発生というところを、懸念されているということをお願いいたします。当然ながら指定管理事業者の皆さんは色々な法律等守って人の雇用を行なっていると聞いていますので、最低賃金法ですとか雇用に関すること。これは当然守っていくということが第一だろうと思います。

それからそういったしっかりした指定管理事業者を選ぶのが私どもの責務と思っていますので、その辺は色々な事業者が応募してくると思いますけど、最終的には私どもの選定委員会の皆さんが判断するんですけども、そこで最終的に雇用の面も含めてより良い事業者を選定していただくということになっていくと思っております。

委員 はい。これも答申書に書いてあるんですけども、実際に指定管理になったところを調べた結果、例えば時間延長、開館日が増えるとなると、その分アルバイトという形で時間を少なくして雇ったり、今まで嘱託で8時間働いていた人を5時間とか6時間でパートの時間を短くして司書率を上げて、雇用関係が複雑になり年収は減ってきているという実情は、今まで指定管理になったところが実際に起きているわけです。そういうことが苫小牧市で起きないようにそこら辺はキチンと縛りを掛けていただきたいと思います。

議長 そのあたりよろしくお願ひしたいと思ひます。細かな部分で質問などが出れば、私ちょっと遅れてきて申し訳ないんですけど、前回の協議会から今日までの間に随分動きがありまして、これもすでに話題がたくさん出てきたのではないかと思います。指定管理の方が進むということですので、答申書に書かれてある危惧の1つ1つが現実のものとしてどうなっていくのかということが、これから問題になってくるのではないかと思います。今のワーキングプアの問題もそうですし、具体的にどのような仕様書が出来上がってくるのか等々ですね。それらについてオープンにさせていただいて、私達は文句をつけにきている訳ではなく、いい図書館になって欲しいという願ひのもとにいるメンバーですので、そのあたりどうなのか。実際に良く進むのであればそれに越したことはない訳ですから、そのあたりをきちんと私達の目で、判断していきなさいと思いますので、そのあたりの情報提供をお願ひしたいなと思ひますが、よろしいですかね。

委員 もう1つですけども、市教委と指定管理者が行なう業務の内訳表みたいなものがございましたら見せていただきたい。

議長 内訳書なり仕様書そういう物全てですね。そういう物が見える形にさせていただきたい。

委員 できれば、新聞等で私達が知る前に、私達がわかっている部分はあると思うので、今までの流れでも新聞を見てドキッとしている形は避けていただきたいなと思ひます。

議長 この先の具体的なチェック体制がどうなっていくのかという部分もまたあると思うのですが、協議会がなくなるという訳ではないですよ。

図書館長 もちろんです。

議長 ということですので、情報提供は早めにといいことでお願いしたいと思えます。この場で何か時間的にも最後の方になるかと思えますが。(2:2:24)

委員 今後のスケジュールですね。市としては4月1日から導入したいんですね。あと8ヶ月ないと思うのですが、いったいどうなってくるんですか。その流れだけでも、私どもには説明していただきたいと思えます。

図書館長 口頭になりますけども、募集要項の配布が7月30日までで、説明会の開催が8月6日です。後応募書類の受付が8月30日から9月18日となります。応募があった事業者の聞き取り調査を9月下旬に行なう予定であります。同じく応募があった事業者に対するプレゼンテーションを10月下旬に行ない、最終的な決定をこのプレゼンテーションを行なった後、11月初めという形になりますけども、ここで正式な事業者の決定という運びとなります。ここで決定しましたら12月に開催される市議会に指定管理業者が決定したという議案を提出させていただきます。この議案が正式に承認された後、実際の業務の引継ぎ等実務を行なっていくという流れになっています。

委員 もう配布しているんですか。先程の話の流れから言ったら仕様書や内訳書はできていますね。

図書館長 7月17日に配布が始まっています、中央図書館のホームページに17日からアップしています。

委員 どうして今日そういう話が今まで出てこないんですか。どうして我々委員にはホームページに掲載されている物が、こう仕様書ができていますとか、内訳がこうなってますってどうして配布しなかったんですか。初めて聞きました。マスコミでもそんな話は出てませんでしたよね。

図書館長 民報と道新には記事が出てます。

委員 そうするとその内容は紹介されてましたか。何時頃ですか。

図書館長 17日水曜日に民報に配布が始まりますという記事が出ていたと思えます。翌日18日に道新に出ていたと思えます。

委員 だったら今日配られても良いですよ。

議長 今までどういう仕様書がという質問は、何回も出てる話でそれが出てこないから我々の危惧が深まるという構図があった訳ですから、出していただいた方が親切だし気にしている人がいますからね。

委員 つまり図書館はそういうホームページに載せた資料ですら、協議会には配りたくないという訳ですよ。

図書館長 今回は平成 24 年度、25 年度の運営状況報告の方にばかり頭がいかってしまって、大変申し訳ない。

委員 我々の出した報告書とか館長お分かりでしょう。そして、協議会だけじゃなく市民が一番注目してるのが何か。これは定例会ですよ。ただ今の注目はそこじゃないでしょう。そういう認識ですとこれから先もやっていくおつもりですか。個人の問題じゃないと思うんです。12 月の図書館の指定管理者導入に関する考え方もホームページに出ても、一向に連絡がなかったです。その後 2 月位になって、やっと会議の時に出てきただけです。常に図書館側は一度反対したら、もうそれに対するマイナスのような情報は出たくないという姿勢だと私は受け取っています。人が変わっても同じってことは図書館の姿勢がそうなんじゃないですか。

委員 もう一回確認しますが、図書館協議会は教育委員会で担当するんですか。

図書館長 委員の選任等につきましては教育委員会で担当いたします。ただ協議会の運営につきましては、指定管理者にさせていただくことになります。(2:08:54)

委員 指定管理者の館長ですか。

図書館長 そうです。指定管理事業者の館長が行なっていきます。

委員 そうすると市議会で図書館の問題が質問された場合、誰が出て行くのですか。

図書館長 市教委になります。

委員 市教委の方も一緒に立ち会ったりしないのですか。図書館協議会は指定管理者の館長に運営を全ておまかせですか。

図 書 館 長 それは市教委も同席します。

議 長 この図書館協議会の今後のスケジュール的な部分や体制がいつ変わるかを教えていただけますか。

図 書 館 長 こちらの委員の皆さんの任期につきましては、来年5月31日までが任期になってございますので、来年この任期が切れましたら、また新たな委員の選任等を行なわせていただく予定です。ちょっとまだ中身については決まっていませんけども、そういった委員の選任がこれから出てまいります。今後の図書館協議会の開催につきましては、まだ未定という形です。

議 長 この4月から実際に指定管理で動き出すということになると、それまでの間で現実的なもろもろが決まっていくわけですよ。そのあたりのことをこれだけ関わってきた私達が、次回いつ会議があるかわからない状況で、任期切れになりましたとなるのかな。プールの方の委員をやっているそれに出ることがあるんですが、指定管理の館長の下でやると雰囲気は違いますよ。全然違う状況の中に残された期間の中で具体的な物が決まっていく時に、後定例で1回やって終わりですよっていうのは、どうなのかなって気があります。

委 員 昨年出された設置及び運営の望ましい基準の中に最低3回はしなさいと書かれているんです。館長はどのくらい開くように指定管理者に言うつもりですか。

議 長 指定管理なってからの話もありますけど、今現在の我々の任期が終るまでの間に一番現実的な部分が動いていく中で、何回くらい会議が開かれますか。

委 員 さっき言っていた仕様書とかが、単純に新聞には載っていたんです。ホームページにあって私達の手元にはこないの、私からするともう館長として諮問して、答申もあったので協議会としてはいいのかなって。だから、仕様書も必要な方が自分でホームページから取って、読みたかったら読みなさいっていう扱いなのかなって私なんかは捉えてたんです。仕様書があれだけどうなるんですかと危惧していたと言っている、検討もしたいと言っているんですけど、ホームページに載せましたと新聞に載ったきりで、今回の協議会もその協議会かなとお話を聞いたら、定例の協議会ですということだったので違うんだと思って、もう図書館協議会には指定管理についてはわかったの、もう後のことについて協議会から色々な意見とかは必要とされていなくて、もうここにかかる気はないのかなと思ってたんですけれども。

委 員 今後の予定ですね。今おっしゃられたように、この件に関してはもう何も無いということならそういうことだと思いますし、一応先程から出ているように、

協議をして危惧するということに対して、我々がさらに何かできるということじゃないけど、少なくとも折を見て、こういうふうになつていますと現状は動かせない物は動かさないってことで、教えていただけるような会議をやる予定があるのかなのかだけでも、私も今後の予定がありますので聞かせていただければと思います。

議 長 そのあたり認識の問題もあって、この会は図書館の運営について意見を言う運営の受け方が、私達は具体的にどういう業者が指定管理になって、どういう仕様書になっていくのか。基本的に運営に関わる部分だからそこに物申しなければ責任が果たせないのか、そこまでは必要ないという認識なのか。そのあたり館長の意向をちょっと教えていただきたいなと思います。

委 員 今年度というか我々の任期内でのことを教えていただければと思います。

委 員 その前にここまで言われて、どうして仕様書が出てこないんですか。今あるから持ってくるってことできないんですか。大体こんな感じですよってプリントアウトした物を回覧するとかそういうこともお考えじゃないんですね。

図 書 館 長 正式には同じ答弁になりますが、郵送をさせていただければと思います。

委 員 話が2つになつてるんで、まず私も疑問に思っている協議会としては、今年度は後は予算決算のことのみでよろしいのでしょうか。館長の意向で考えたいと思っているんですけど、一昨年からのいきさつがあつて答申を出して回答を求めているという意味じゃなくて、先程おっしゃられたように一市民として見るだけで、我々の役割は終わったというのであればそれで構いませんし、そうじゃない部分があるならどのようなことに対して、参考意見的なこと述べられる場所があるのかどうかだけでもお聞きできればと思います。

図 書 館 長 正式に議会で指定管理者制度導入については承認をいただいております。それをもって指定管理事業者の募集に入ったところでございますので、今後の実務的なところになりますと、何社くらい応募があつたとか、こういった事業者が応募してますとか、最終的にはこういった事業者になりました。そういった報告になってしまいますので、それをもって協議会の皆さんにいちいちお集まりいただいて、報告をさせてもらうのはどうかなという考えを持っています。ただ今後、子ども読書推進計画の策定を今年度中にやらなくてはなりませんので、そういった節目節目に、あわせてご報告をさせていただくという形が一番ベストかなというふうに思っています。1つの事業者が決定したというだけではお集まりいただくのは難しいかなと考えております。

委員 個人的な希望ですけど、やはり答申にも指定管理になった後危惧されることを書いてございますので、そこら辺をよく読んでいただいて1つの材料にしていただきたいなと思いますし、会長もおっしゃいましたけども私達はこの街にとって図書館がより良くなったらいいなという思いで、答申書も作ってまいりました。本当に貸し借りだけの図書館ではなく、指定管理になってからも教育・学習・文化の拠点で役に立つ図書館になるためにはどうしたらいいかという意味での発言をしてきたつもりです。報告だけではなくて大変かも知れませんが、希望ですが図書館協議会にもそのあたりの意見を聞いていただくとか、1つの相談にのるとか、館長の諮問機関ですから、それ以上のことを申し上げられませんけれども、そのように図書館協議会を使っただけならありがたいと思います。

委員 まさに委員がおっしゃったようにこの協議会では、この件はやらない。だからやるとしても報告だけということですね。この機関は館長の諮問機関ですが、基本的な召集権は会長にあるんですよ。館長にはないんですよ。ただ館長がそういうお考えだったら仕方ないんでしょうけれども、館長自体が協議会なんかどうでもいいから、とにかく4月までに指定管理を始動させるってことなんでしょう。ただ仕様書の中に色々な危惧に対する答えが出てるはずなんですよ。そこのところが我々にとって不都合なことがいっぱい書いてあるんじゃないかと危惧を余計拡大させているんですよ。問題があれば協議会として意見を言っちゃいけないわけですか。そこのところはどうか。

図書館長 そういうわけではないです。

委員 そうでしょう。協議会の委員は会長にお願いして出していただくことはできると思うんですよ。ただそれをしてもらいたくないから、一切出せないわけですよ。お答えいただかなくても、流れから言ったらそう受け取らざるを得ないと思いますので、残念ですけど危惧はそのまま残っていると思います。

委員 議長。そろそろこの話はいんじゃないでしょうか。

議長 委員からあったこの協議会が移行というか、開催場所が違って来るあたりではどうお考えなんでしょうか。

図書館長 この協議会自体の開催は指定管理事業者が行ないます。ただ先程もお話しましたように委員の選任等は、教育委員会が行なうということでございますので、来年度以降も協議会を開催させていただいて、こういう事業報告等させていただくことは変らないなと考えています。

委員 指定管理業者は、図書館協議会をできるだけ少なく開いた方が、彼らの利益になるんです。例えば去年、今年のようにたくさん持つほど、指定管理業者は損するんです。だから、文部科学省では最低でも何回は持ちなさいと明記しているんです。しかも協議会が導入しては駄目だよと答申しているのにも関わらず、重要な問題については図書館協議会を開かない。これは明らかに図書館という物を軽視していると思うんですね。どんな問題が起きても、最低何回持ちなさいと書いているんですよ。そういうことをきちんと今の内にやらなかったら、指定管理者がこの図書館を運営していた場合にゼロになるかもしれない。大体今までは2回で終わってんですけど、それじゃあ駄目だからもっとたくさん持てと言っているんです。館長の姿勢ではできるだけ文章は郵送して会議は持たないようにしようというように聞こえるんです。郵送するのであれば、協議会なんかいらぬんですよ。図書館協議会とは何なのかっていうことを理解していないと思うんですよ。もしも理解していたらこういう重要な問題については、しょっちゅう意見を聞く機会を設けて、議会なんかでも揉めることもなく皆に納得してもらって、円満に指定管理者を導入していくような方向で、取り組んでいくのが公務員でしょう。それを、最初に導入ありきで進んできて、強引に指定管理者を導入するような方向に持っていこうとしている。指定管理者ってのは、どなたもおっしゃってるように儲けるためにやっているんです。損するためにやってるんじゃないんです。だから儲けるためには余分な金を使わないということなんです。ですから協議会も1回か2回で終わりたいんですよ。これ以上言ってもしょうがないので以上です。

議長 それぞれの意見はいただきましたが、ちょっと温度差があるようです。他に特別なければ、今日はこのあたりで終りたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、それではよろしくお願いします。

図書館副館長 渡部会長、谷口副会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、ご多忙なところお集まりいただきまして時間をいただき誠にありがとうございました。本日の協議会はこれで終了させていただきます。本日はありがとうございました。

閉会 16:29

<出席者>

◎委員

渡部 哲 会長

谷口 佳子 副会長

岡田 房子 委員

齋藤 健二 委員

鈴木 一恵 委員

中村 峰子 委員

長谷川 博一 委員

林 晃平 委員

依田 俊秀 委員

◎教育委員会

村田 重 勇弘公民館館長

今村 好男 同 副館長

瀬能 仁 中央図書館館長

今井 章子 同 副館長

藤原 誠 同 管理係長

<欠席者>

◎委員

深澤 治稔 委員